

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 3 日

発熱等外来対応医療機関の長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の 医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

標記について、令和 5 年 9 月 15 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部及び健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から、下記のとおり事務連絡（令和 5 年 9 月 28 日最終改正）及び Q&A（別紙）の追加がありましたので、お知らせします。

つきましては、内容について、ご了知いただきますようお願いいたします。

記

【改正内容】

・国通知「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の 医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等事務連絡）（令和 5 年 9 月 28 日最終改正）

資料リンク：[001151388.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001151388.pdf)

p. 18 旧臨時の医療施設等の取扱いについて追記（下線部）

・別紙：Q&A の追加